

パネルディスカッション

地方議会をより開かれたものへ～多様な人材の参画に向けた取組～

【西南学院大学法学部教授 勢一 智子 氏】

ご紹介にあずかりました、西南学院大学の勢一です。基調講演に続きまして、パネルディスカッションのコーディネーターを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日のパネルディスカッションの進め方につきまして、ご説明いたします。最初にパネリストの皆様から一言ずつ自己紹介をいただきまして、その後に各団体の取組について事例紹介をしていただきます。その後に事例紹介も踏まえて、多様な人材の地方議会への参画という観点から意見交換を行っていき、議論を深めてまいりたいと思います。なお、意見交換の最後に、もしお時間が許すようでしたら、ご会場の皆様からご質問を承りたいと考えております。

それでは早速ですが、パネリストの皆様からそれぞれ1分程度で、簡潔に自己紹介をお願いできればと思います。恐縮ですが、進行の関係上、お時間厳守でお願いいたします。まず、吉村様からお願いいたします。

【福岡県議会議員 吉村 悠 氏】

福岡県議会議員の吉村悠と申します。現在、3期目で自民党の政策審議会の会長を仰せつかっております。本日は議員提案政策条例検討会議の座長を仰せつかっておりますので、出席をさせていただきました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【勢一氏】

ありがとうございました。続きまして、渡辺様お願いいたします。

【千葉県船橋市議会議長 渡辺 賢次 氏】

皆さんこんにちは、船橋市議会議長の渡辺賢次でございます。本日は、地方議会活性化シンポジウムにパネリストとしてお招きいただきまして、誠にありがとうございます。また、「地方議会をより開かれたものへ」のテーマのもと、船橋市議会を紹介事例として取り上げていただいたことを大変光栄に思っております。

これまで地方議会に対し、世間からは関心がないとの声が聞かれる中、議会開催ポスターの作成や市議会だよりの一面写真の公募など、地道に市民の皆様が少しでも議会に興味を持ってくれるよう働きかけをしてまいりました。そのような中、SNSの普及や進歩とともにこれを活用することで、さらに市民の目を議会に向けてもらえると考え、取組の一つとして活用を始めております。

本日は船橋市の取組を紹介させていただくとともに、他のパネリストの皆様と素直な意見交換を行い、今後、議会活動を活性化させるための施策や方向性などについて、いろいろ学ばせていただければと考えております。同時に、本市の取組が本日ご参加いただいて

いる皆様にとって良い事例となれば幸いです。

皆さまどうぞよろしく願いいたします。

【勢一氏】

ありがとうございました。続きまして、齋藤様、風間様お願いいたします。

【山形県遊佐町教育委員会教育課 齋藤 浩一 氏・風間 雅文 氏】

山形県遊佐町の教育委員会の齋藤と風間です。本日は遊佐町少年町長・少年議員公選事業を紹介させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【勢一氏】

ありがとうございました。続きまして、本目様お願いいたします。

【一般社団法人 WOMAN SHIFT 代表理事 本目 さよ 氏】

一般社団法人 WOMAN SHIFT 代表理事の本目さよです。

29歳の時に台東区議会議員として初当選、12年間、議員として働いてきています。2期目に当選した時に、1期目の時、すごく大変だったという経験から、それをどうにかしたく WOMAN SHIFT を立ち上げました。

その後、結婚・出産、この4月にこの WOMAN SHIFT を一般社団法人化しました。もともと性別に関わらず、やりたいことができる社会を作りたいという思いで立候補して、そのための手段でもありますので、WOMAN SHIFT でも同じです。

特に女性の声を政治に届けるということについて、関心を高く持っています。

今日はよろしく願います。

【勢一氏】

皆様、ありがとうございました。それでは、前半の事例紹介に移ってまいりたいと思います。各パネリスト7分程度で、多様な人材の参画に向けた各団体の取組についてご紹介いただきたいと思います。まずは、吉村様よろしく願いいたします。

【吉村氏】

それでは時間も限られておりますので、早速、本年6月議会において議員提案で制定し、7月5日に公布された、福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例についてご説明をいたします。

今、スライドの1ページを映していただいていると思いますけれども、まず条例制定の背景です。先ほど勢一先生のお話にもありましたとおり、昨年6月、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備を行うために改正され、その環境整備の一つとして、②のセクハラ・マタハラ等への対応に関する施策の実施が、地方公共団体の責務として規定をされたところです。

具体的には、セクハラ・マタハラ等を防止するための研修の実施と相談体制の整備です。しかし、もちろんこれらは必ずしも条例による必要はありません。それでも、本県議会が

条例制定に至った経緯です。スライド2ページを御覧ください。

県内のある市議会で発生したハラスメント事案が、昨年6月に地元紙で大きく報道されたことがきっかけの一つとあってよいと思います。これを人権問題として捉え、9月議会の代表質問や委員会で県としての対応が問われました。幅広く、いろいろな会派からそのような対応が問われたところ、執行部は法務局の人権相談救済制度や県弁護士会の人権救済申立制度について案内し、仲介も行うと答弁しました。その後、実際に被害の経緯や状況を聞き取った上で、法務局等への仲介が実施されました。

ところが、法務局は検討した結果、地方議会内部の問題であり、法務局としては関与ができないとの結論をご本人に伝え、弁護士会についても検討状況を確認しましたところ、極めて多数の案件を抱えており、この事案の処理には数年かかるとの回答でした。さらに、内閣府による実態調査でも、地方議会において様々なハラスメント事案が多発していることが判明したのは、報道により皆さんもご存じかと思います。

このような中、ある会派が弁護士等の専門家による相談制度を議会自身が自前でつくる必要があると提案をし、代表者会議で合意されたこと、また、人権問題への取組は県全体の課題であり、県議会だけでなく市町村議会とも連携した取組が必要との認識のもとに、まず本年3月に県議会を含む福岡県内の全ての地方議会からハラスメントを根絶する取組を進めることが決議されました。

次に、その具体的な方法としては、ハラスメントは人権問題であるとともに、外部の第三者による相談制度は運用によっては議会運営にも多大な影響を与えうる事柄であることから、明確な条例による規律が適切かつ必要ということになりました。

そこで、本県議会には主要会派から選出された9名の委員による議員提案政策条例検討会議という常設の協議・検討機関があり、本年3月半ば議長からこの会議に本条例に関する検討が諮問された次第です。

なお、先ほども申し上げましたとおり、当時から現在まで、私がこの会議の座長を務めさせていただいております。

次に条例の概要です。スライド3ページを御覧ください。時間も限られておりますので、スライドを御覧のとおりでありますけれども、本条例の柱であります。法の要請に応えるため、研修の実施と相談体制の整備について規定をいたしております。

スライド4ページを御覧ください。これは本条例が対象とするハラスメントの定義です。ハラスメントとはパワハラ、セクハラ、マタハラ等様々な分類がされておりますが、実際にはパワハラとセクハラのどちらにも当てはまりそうなものがあるなど、これらの分類そのものが問題ではありません。結局、被害者の政治活動等の環境を害するもの、言い換えれば、議会での質問をはじめ、政治活動等の継続を困難にするハラスメント全てを対象といたしました。

研修の実施方法は現在事務局で検討しておりますので、条例に規定された相談体制についてご説明します。スライドの5ページは全体のイメージ図です。条例本体には、このイメージ図程度の基本的な仕組みしか規定をしておりません。非常に難しい制度ですので、試行錯誤を想定して細やかな仕組みや手続は条例細則に譲っており、現在検討中ではありますが、想定しております内容は、参考までに次のスライド6ページに概要を示しております。

しかし、これはあくまで現時点では未定稿でありますから、相談体制の概要はスライドの5ページで説明をいたします。ハラスメント被害を受けたとする相談者は、議会事務局に設けられた専用の電話回線やメールアドレスに相談内容の概要を伝えます。これを弁護士等に委嘱した相談員に引き継ぎ、相談日時の調整等を行います。相談員は、弁護士やハラスメント事案の相談対応に精通した専門家などからできるだけ男女同数となるように5名から6名を選任する予定です。相談の場所は弁護士事務所等が基本となりますが、相談者の選択で県議会内に設置する相談室も利用できます。弁護士事務所は通常福岡市内にありますので、地理に不案内な市町村議会関係の方の利用が想定されております。相談を受けた相談員は、必要に応じて、加害者とされる方や関係者に事実確認のための調査を実施した上で、相談者がどう対処すべきか助言を行います。ここまでは県議会が関わりません。以上が基本パターンです。

この相談制度は市町村議会の議員も利用できますが、県議会が市町村議会のハラスメント事案に関与することはできませんから、市町村議会の事案についてはこの基本パターンだけとなります。

議会事務局の指定職員が相談員の補助者となりますが、記録や事務作業等、あくまでも裏方に徹します。ただ、弁護士等は議会制度や議会の実情には必ずしも詳しくありませんから、相談員の求めに応じて指定職員が必要な情報を提供することは想定されます。

次に、県議会関係の事案については、議会内で議員同士のハラスメント事案が発生しますと、議会運営にも多大な支障を生じかねません。そこで、県議会内部の事案で、相談員が実際にハラスメントがあった、あるいはその可能性が極めて高いと認定し、さらにそのハラスメント事案の解決と再発防止には議会の関与が必要だと判断した場合には、その旨を議長に報告していただきます。この報告を受けた議長は、代表者会議に諮った上で、加害者とされた議員に対し、ハラスメントに該当する可能性が高いので、以後注意くださいという注意か、ハラスメントに該当すると認定されたので、以後同様の言動をしないでくださいという中止の求めを行います。この中止の求めに従っていただけない場合は、まず勧告をし、それでも従っていただけない場合は、プライバシーに配慮して必要な事実を公表できることとしております。プライバシーに配慮してとは、氏名は公表しないという趣旨です。

条例の説明は以上です。詳しくは配布されております資料を御覧ください。

【勢一氏】

ありがとうございました。運営にご協力いただきまして感謝いたします。条例に至った経緯ですとか、人権問題として条例による明確な規律が必要であるというようなスタート地点の議論から、具体的な相談体制のご紹介まで、丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、渡辺様よろしくお願いたします。

【渡辺氏】

それでは、これから船橋市におきますデジタル技術を活用した住民参加推進の取組についてご紹介いたします。

はじめは、オンライン議会見学会・意見交換会についてです。船橋市では、小学3年生から高校3年生までの児童・生徒を対象に、市議会を身近に知ってもらい、関心を持ってもらうことを目的として、議会独自の議会見学会・意見交換会を実施しております。実施の時期は、学校の夏休み期間中としており、夏休みの自由研究のテーマとして取り組んでいる児童・生徒も多くいらっしゃいます。令和元年度までは対面方式で実施していましたが、コロナ禍となり、従来の対面での実施が困難な状況となったことから、令和2年度よりZoomを使用したオンライン方式で実施しております。

続いて実施までの経緯について紹介いたします。まず、平成23年度に議会の広報活動を所管する広報委員会の中で、当時50歳代の委員が「小学生の頃は学校の社会科見学として子供たちを受け入れる議会見学会というものが実施されていた。その後、学校からの要請がなく、議会見学会が実施されなくなってしまっていたことから、子供たちに議会を身近に知ってもらうための活動として、市議会独自の議会見学会を実施すべき」との提案がありました。協議の結果、平成24年3月に小学生と中学生を対象とした第1回議会見学会を実施することが決まりました。初年度は3月に実施いたしましたが、平成25年度より実施時期を学校活動に影響が少ない夏休み期間中へと変更いたしました。

その後、平成28年6月に改正公職選挙法が施行され、選挙権の年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことから、平成29年度より高校生も対象に加えました。なお、それまでは小学生と中学生を同時に実施していましたが、内容を小学生に合わせると、中学生が物足りなく感じ、逆に中学生に合わせると、小学生には難しい内容となるといったことがあったため、この年から小学生議会見学会と中学生・高校生議会見学会・意見交換会としてそれぞれ分けて実施することとしました。

平成30年度からはより広く周知を図るため、夏休み前に市内の市立小中学校の校長先生が集まる校長会議に広報委員長が出席し、学校から児童生徒へアプローチしてもらう方法も取り入れております。

先ほど2ページ目で実施方法について、対面方式とオンライン方式の2種類で実施していることを説明いたしましたが、オンライン方式は新型コロナウイルスの影響により対面方式での実施ができなくなってしまったことから、平成30年2月より議会設備の中にWi-Fi及びタブレット端末を導入していたこともあり、オンラインでの実施を令和2年度から開始いたしました。

こちらは、これまでの参加人数の実績です。はじめに小学生の参加人数の実績から紹介します。回数を重ねるごとに参加人数も増えてきていましたが、コロナ禍以降はオンライン型の実施となっていることから、多少減少しています。

こちらは中学生と高校生参加人数の実績です。先ほども触れましたが、平成28年度までは小学生と中学生のみを対象に実施していましたが、平成29年より新たに高校生も対象に加えた上で小学生議会見学会と中学生・高校生議会見学会・意見交換会に分けて実施しております。こちらも小学生と同様に、コロナ禍以降は人数が減少しております。

ここからは、周知方法と申込方法について紹介いたします。

まず、周知方法ですが、先ほど紹介した広報委員長による校長会議への出席のほか、市議会ウェブサイトや広報ふなばし、LINE、Twitter等のSNSを用いての周知を図っています。また、市内の各学校や公共施設にポスターの掲示を依頼するとともに、児童・生徒に

対し学校経由でチラシを配布しています。開始当初は、校長会議や公式 SNS 等の周知は行っていませんでしたが、幅広く周知を図るため、これらも導入しました。下段は令和 4 年度の周知活動を時系列にまとめたものとなります。7 月上旬から中旬にかけて、様々な方法で周知活動を行っています。

申込方法について紹介します。令和元年度までは、電話、メール、FAX での申込みとしておりましたが、令和 2 年度以降は基本的に船橋市のオンライン申請システムでの申込みとしています。このシステムは、申込期間内であれば、夜間・休日を問わず申込みができるため、市役所が閉まっている時間でも気軽に利用できるものとなっており、90%以上の方がこちらのシステムを利用されます。なお、もし申込者数が定員を超過した場合は抽選としております。

ここからは、実際の行程や当日の様子について紹介します。オンライン方式の当日の行程について紹介します。今年度は 8 月 19 日に小学生の会を 3 回、中学生・高校生の会を 1 回実施いたしました。基本的には従来実施していた対面方式の行程と同じ内容となっており、赤字の部分がメインの行程となります。議会の役割紹介スライドと市議会施設見学については、広報委員長または副委員長が説明し、その後のお話し会、意見交換会については、グループセッションとして 4~5 人の参加者に対し 1 人の広報委員が担当するという形で実施しています。グループセッションを導入することで、活発なフリートークにつながっております。

こちらは当日、広報委員長が議会の仕組みの紹介やオンライン施設見学の説明をしている様子です。ちょっと時間がなくなってきましたので、参考にさせていただければと思います。

こちらは広報委員と児童生徒とのフリートークの様子です。参加していただいた子供たちからの質問に対し、広報委員が回答しております。4~5 人に対し、広報委員 1 人が担当する仕組みとなっております。

こちらは、フリートークの際に参加した児童・生徒からいただいた質問の一部です。毎年、鋭い質問もあり、担当した広報委員も改めて「議員とは」ということを考える良い機会となっているということでもあります。

ここから参加者アンケートの内容を紹介いたします。時間がだいぶなくなってきたので、アンケートをいただいて次年度以降の改善点として検討しております。

次に、オンライン議会見学会・意見交換会について、最後に今後の課題についてお伝えします。

まず、従来の来場型の実施再開に向けて、密を回避して可能な限り感染リスクを低減させた上で実施できるよう検討したいと考えています。

2 つ目に参加者アンケートの結果をきちんと市政に反映して市民へフィードバックする体制の確立が重要でありまして、参加者からの意見を広報委員会の中できちんと共有して次年度以降に改善できる点を協議していく体制を確立したいと考えております。

3 つ目ですが、小学生に比べ中学生・高校生の参加者数が少ないことから、出前講座などを通じて少しでも市議会に興味を持ってもらえるような活動をしていきたいと考えております。なお、出前講座とは今年度初めて実施した取組で、市内の高校に広報委員が出向いて議会の仕組みの紹介や質疑応答を行うものであります。

以上が議会見学会・意見交換会の紹介でした。

こちらは議会中継における字幕配信についてであります。音声認識アプリにより、本会議の生中継の音声を文字化してリアルタイムで配信し、字幕配信画面と中継を並べて見ることで、聴覚障害者や耳の聞こえにくい方などにも会議の内容がわかるよう配慮しております。この取組は広報委員会で協議・決定の上、令和3年2月よりスタートいたしました。導入後、字幕配信によりまして会議の流れを初めて学ぶことができたなどといった声をいただきました。簡単にはなりますが、字幕配信については以上でございます。

ここまで船橋市議会で実施しているデジタル技術を活用した住民参加推進の取組について紹介させていただきました。今後も議会、議員が市民の皆様にとって身近な存在であることを知ってもらい、子どもたちに市政に興味を持ってもらえるよう、デジタルを活用した活動をしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【勢一氏】

ありがとうございました。デジタルを活用した取組ということで、小学生から高校生までを対象にした議会見学会・意見交換会のご紹介、さらに議会中継における字幕配信ということで、こちらはまさにデジタルの技術を活用した取組をご紹介いただきました。ありがとうございました。

それでは続きまして、齋藤様、風間様、よろしくお願いたします。

【齋藤氏・風間氏】

それでは、遊佐町少年町長・少年議員公選事業についてご説明させていただきます。

まずは遊佐町について簡単にご説明させていただきます。遊佐町は、山形県と秋田県の県境に位置しており、山・川・海に囲まれた自然豊かな土地となっております。そんな遊佐町では、遊佐町少年議会という町の中高生が中心となって活動している事業があります。本日はその事業についてご説明させていただきます。

本日お話しする内容はこのような流れでご説明させていただきます。はじめに遊佐町少年議会誕生のきっかけや概要について見ていきたいと思えます。

事業が始まったのが2003年になります。当時の町長がご自身の経験から若者の意見を町政へ生かすことの重要性を感じていたことが、少年議会誕生のきっかけとなりました。こうした経緯から、若者が自分たちで民主主義を表現、経験できる事業としまして、少年町長・少年議員公選事業が誕生いたしました。

少年議会の特徴は大きく分けて3つあります。特に3つ目の独自の政策予算を持っているところは大きな特徴となっております。

1年間の大まかな少年議会の流れはこのようになっております。大きな会議は赤字で書いておりますが、少年議会と呼ばれ、遊佐町の町長以下全課長が出席し、答弁・激励をいただいております。

立候補者の募集のために、少年議会の有権者の在籍する学校で事業説明などを行っております。選挙となった際には投票が行われます。投票の際には一緒にアンケート調査も行い、中高生が町へ求めていること、少年議会へ求めていることを記入してもらいます。そのアンケートの意見が少年議会における一般質問や政策の立案に反映されます。選挙とな

った場合は、開票作業が行われまして、その後、第1回少年議会にて所信表明を行います。政策立案は、アンケートをもとに決定していきます。今年度のアンケート調査の結果、学校の授業だけでは知ることができない遊佐町の魅力をさらに広められないかというような意見が多くありまして、今年度の施政方針、政策一般質問はこのような形となりました。

ここからは実現化してきた政策について説明していきたいと思います。こちらは、先ほどから度々出てきている遊佐町のイメージキャラクター「米〜ちゃん」といいます。町のシンボルが欲しいという中高生の有権者の声から全町民に募集しまして、イラストは当時の高校生が描いたものが採用されました。

有権者からのアンケートには、中高生の日常の不満や要望が書かれております。政策や町への一般質問で取り上げ、実際に予算化され、街路灯や防雪柵が設置されるなどしたこともありました。

町内だけの活動ではなく、東日本大震災の時には現地でボランティアを実施しました。また、町議会議員さんとの交流もあり、少年議員は大人の意見を聞くことで、町議会議員の方は率直な若者の意見を聞くことで、お互い良い刺激を受けております。

それでは、本事業の目的達成のために町として大切にしているところを見ていきたいと思います。中高生にとって、大人の意見というものは正しく聞こえてしまうことがあります。中高生の自主性を尊重するため、基本的に助言等は行わないように事業を進めております。

少年議会事業では、計6つの学校で担当の先生を配置していただいております。本事業は、学校からの協力なしでは進めることが難しいと感じております。

最後に、成果と課題についてです。事業を通して、町の大人も少年議会の活動を目の当たりにし、良い影響を受けております。中高生が頑張っているから、私たち大人たちももっと頑張らないといけないという声や、少年議員自身も若者たちもそれに応えようとして相乗効果を感じることも多くなっております。

今後の課題は、年々有権者が減少する中でも、さらに事業の周知を行うことにより、立候補者の確保を進めていき、事業を継続していくことが挙げられます。

以上で、少年議会の説明を終了します。ご清聴ありがとうございました。

【勢一氏】

ありがとうございました。少年議会という興味深い取組、かなり丁寧にご紹介をいただきました。今回のシンポジウムのプログラムの表紙の写真が少年議会の写真になっておりますので、よろしければお手元で御覧いただければと思います。

それでは続きまして、本目様よろしくお願いたします。

【本目氏】

私からは、若手女性議員のネットワークとママの議員インターンについて説明をしていきます。まず、資料の3ページでWOMAN SHIFTの概要についてお伝えしていきます。

届きづらい女性の声を政治に繋ぎ、特に比較的若手の女性の声を政治に繋げたいと活動をしているところです。政治の世界での女性比率は非常に低くて、特に地方議会では2、30代の女性議員比率は1%にも達していません。皆さんの議会に2、30代の女性議員はいます

でしょうか。ちなみに、人口比率的には大体 13%くらいいる状態です。

8 ページまで飛びます。では、なぜ女性の声が政治に届きづらいのか。大きく 2 つあります。一つが議会に女性が入ったとしても、声をきちんと届けられない場合がある。皆さんの議会には暗黙のルールというのはありませんか。明文化はされていないけれども、例えば「委員会の発言ではこういう発言はしないよね」とか、「委員会のその他発言で発言する時には委員長にもあらかじめ言っておこうね」とか、多分その他発言をしたらもちろんできるのですが、でもその議会では暗黙でルールになっているみたいなことがあるのではないかと思います。今までこういったルールというのは、飲み会とかタバコ部屋で教えてもらうこともあったのではないのでしょうか。

また、女性の方が特に受けがちなハラスメントで、有権者から、また議会内や役所からもストレスを受けて体調を崩すなど健康面への影響もあります。

もう一つの課題は、議員として活動している女性がいたり、女性の声を届けたいという男性議員がいてくださったとしても、特に 20 代から 40 代ぐらいの女性の声は拾いづらいのではないのでしょうか。子育てや仕事に忙しいので、PTA などの団体に属していたらともかく、地域活動や町内会にも顔を出す暇がその女性たちにはないということがあります。そうすると、住民代表である私たち議員がそういった市民の声を吸い上げづらいという課題があります。

それらの課題に対応するために、WOMAN SHIFT では、暗黙のルールがそもそもあるんだよというところをお伝えしたりとか、その中でどう政策実現するために振る舞えばいいかというワークショップを開催、また、「ひろげよう！ママインターンプロジェクト」通称「ひろママ」を通じたママの議員インターンの募集もしております。

ワークショップでは、例えば「ハラスメントに対してどう対応している？」とか「役所の職員さんたちとどう関わっていけばいいんだろう？」とか、あと「視察とか行きたくないんだけど、行くべきなの？」みたいなご相談を受けたりもします。そんな疑問に対して他の議会の若手女性議員とともに超党派で知恵とスキルを共有します。

なぜこんなことをしているのかというと、対外的に議員として「私こんなことやりました」とアピールをすることを目的とした議員活動ではなくて、きちんと政策を実現、つまり社会を良くしたいと思って議員になっている人が多いので、その議員としての活動を全うするための振る舞い方、政策実現するためにはどういうふうに振る舞えばいいのか、というのを学び合うピアサポートの場を作るといことがあります。私自身も 1 期目には委員会の場で課長を問い詰めすぎて追い詰めすぎまして、先輩議員から「ちゃんと逃げ場を作ってあげないとダメなんだよ」というふうに諭されたことがあります。今思うと「私怖かったな」というふうに思うのですけれども、実現させるために、あえて逃げ道を残すというのも一つのスキルだと今では分かります。

でも、その中で私たちのスキルや知恵だけではどうにもならないことが 3 つあります。女性議員を増やすために必要なことです。女性というふうに言いましたが、これからの時代男性でも同じことがあり得ます。

1 つ目が住所の公開をしなくてすむようにすること。ネットでの情報公開が進んできたことはとてもいいことですが、一方で、一瞬で情報が世界中に広がるため、怖さもあります。男性議員でも、娘さんがストーカーに、みたいな話を聞いたことがあります。

女性議員の中にはストーカー的な被害に遭った方も複数います。ですので、議会のホームページで公開する住所について、公開するかしないか、また、その公開する住所を議会事務局というのも選べるようにしていただきたいなと思っています。ここにお集まりの方々はきっと力のある方々だと思いますので、ぜひ皆さんの議会でもやっていただきたいなと思います。また、国の法律に関わることでもあるのですが、政治団体の収支報告書を選挙管理委員会に出しますよね。もうすぐ年末なので、そろそろ私もやらなきゃと思っていますが、その住所についてせめてネットで公開されなくてもいいようにできると、地方議員で事務所を持つほど報酬や政務活動費に余力がない場合でも安心して活動が可能です。議長会からもぜひ働きかけをしていただけるとよりありがたいです。

2つ目、新人議員向けの暗黙のルール、ぜひルールとしてというよりは、知識として「こういうのがあるんだよ」というのを教える機会を共有していただきたいなと思います。党や会派で今までのように育てられればいいのですが、そうではない議員もこれからどんどん当選してくると思います。まずは知っているという状態に新人議員をすることがとても大事だと私たちは考えています。

そして3つ目、先ほどの話にもありましたが、何がそもそもハラスメントなのかという学ぶ機会を議会としてぜひ作ってください。必要でしたら、WOMAN SHIFT としても講師を引き受けます。ちなみに、今日マニフェスト大賞の授賞式が六本木で行われているのですが、一般社団法人のポリライオンさんと共同で実施した政治家ハラスメント白書というのが最優秀賞を受賞したと先ほど連絡をいただきました。男性の講師がいいよということでしたら、ポリライオンさんでも一緒に伺う、もしくはオンラインで研修をするということも可能です。

そして、もう一つ、ママの議員インターンについてお伝えをしたいと思います。一般女性の声を政治に繋げる仕組みがママの議員インターンです。よく学生のインターンシップについては受け入れている議員もいるかなと思うのですが、このインターンシップは原則そのエリアに住むママです。主に日常で感じる、例えば、保育園で連絡帳で紙ベースで毎回献立を書くのが辛いですとか、もうきっと皆さんが地元の支援者から受けるような雑談や個別の愚痴だったり、陳情までいかないぐらいの愚痴だったりを、あえて議員に伝えてもらうということをしています。そもそも若い人は、議員に相談していいとか、そういったこと自体を知りません。

最後です。議員にもママにもママインターンの活動はとても良い効果を生んでいます。議員としては、なかなか拾いづらい女性の市民の声をきちんと役所に届けることができること、また、インターンにもよりますが、秘書がいない地方議員にとって、ちょっとした作業やイベント開催などを手伝ってもらえることが大きな手助けになります。さらに、今までの形とは違った後援会的な役割を担ってもらえるといいなというふうに思っています。インターンにとっては、育休や仕事の隙間時間を地域に貢献したりとか、自身の学びに使うことができたりとか、あと地域へ愛着や「議会を初めてネット中継で見てみたよ」みたいなそんな声も聞いています。

WOMAN SHIFT としての取組は以上です。ありがとうございます。

【勢一氏】

ありがとうございました。これまでのご自身のご経験を踏まえて、さらに具体的な課題提起と提案までお話をいただきまして、ありがとうございました。

これで全てのパネリストの方に事例紹介をしていただきました。次に、後半の意見交換に移ってまいりたいと思います。後半は、前半の事例紹介も踏まえて、各団体の取組に関して率直な意見交換を行っていただくとともに、多様な人材の地方議会への参画を実現するために、どのような取組が効果的であるのかですとか、その実現に向けて、今後の地方議会のあり方などについて議論を行っていきたいと考えております。

せっかくこれだけ議論がお得意な皆さんが揃っておりますので、どなたからでも構いませんので、自由にご発言を頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。はい、では、吉村さんお願いいたします。

【吉村氏】

先ほど勢一先生の基調講演をお聞きしたときに率直に思ったことですが、クオータ制についての言及があったかと思えます。特に議席の一部を女性に割り当てようというような議席クオータ制についてですが、1975年が最初だったというお話だったと思えます。10カ国以上に広がったということですが、半世紀ぐらい経って、10カ国というのが多いのか少ないのか、ちょっと判断はできませんけれども、そこにまだ広がりがある可能性があるのに、そこまで広がっていないということについて、長所と短所というものがあると思えますので、例えば他のマイノリティのことも考慮しないといけないというような違憲判決が出たりとか、いろんな意見もあると思えますので、ぜひそのクオータ制導入にあたっての難しい点と良い点を教えていただけたらと思えます。

【勢一氏】

ありがとうございます。私に質問をしてくださいます、私はコーディネーターなので、申し訳ないのですが、クオータ制というのはいろいろなパターンがありえます。講演の時にも申し上げたように、候補者の一定割合を女性にするという場合と、議席の一定割合を女性にするというような場合ですね。どちらも女性を増やすという方法ではあるけれども、性質が全く違うのです。ですから、どういうスタイルのものを取るのか、それも制度としてどのように組むのかが問われます。個別の政党が自主的に始めるというのがご紹介した最初のスタートでしたので、それを社会の中でどのような形で着手するのがいいのか、それをどのような形で運用していくのがいいのかというのは、いろいろな制度のバリエーションがありえます。多分これを話し始めると、ここで1時間の講義になってしまうのですが、むしろ、このような形で女性や、もう少し個性豊かな議員さんを増やすための取組として、もし今、皆さんの議会でそのような取組をやろうとしたら、どのあたりに悩みを感じると思われますか。どのような課題を認識すると思われますか。ぜひ私は現場のご経験からそれをお伺いしたいと思います。私は研究者なので、理論的に制度として組む方法はいろいろなバリエーションはあると考えますが、それをぜひこの場ですから、ご披露いただければと思うのですが、いかがでしょうか。吉村さん、何かお感じになっていることございますか。

【吉村氏】

一つの問題として、やはり女性の候補自体が少ないということがあるのだと思います。そういったことも踏まえた上で、また実際にハラスメントに関する問題もあったということで、まずは福岡県としては県議会各議員が皆さんですね、一つの方向を向いて、ハラスメントを根絶するための条例を作らせていただきましたので、今からまた、この条例は令和5年4月1日から本格的に相談員についても稼働していくのですけれども、そこをまず不安がない状態での出馬（立候補）をしていただけるのではないかなと思いますので、この条例を作ることによって、若者、女性についての政治参画のハードルは下がったのではないかなと今は考えているところです。

【勢一氏】

ありがとうございます。私の方が無茶振りしたような形で申し訳ないのですが、確かにおっしゃるとおり、環境整備をまず土台としてしないと、その先がないというのはご指摘のとおりで、私はその条例まで歩みを進めたという取組は素晴らしいと思って先ほどの事例紹介を伺っておりました。

せっかくなので、もしよろしければ、まさに女性の立場から、本目様にご発言お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

【本目氏】

今、吉村さんからお話あったように、そもそもなろうと思わない、立候補を女性がしてくれないみたいなどころがあると思うのですが、WOMAN SHIFTとしてもそれはすごく大きな課題だと感じていまして、資料の5ページにこんな課題があるよというのと、それに対して何をしているのかということを示しているのですが、そもそも「議員って何やっているのかわかんないよね」とか「カッコいいとは思わないよね」とか、あと先ほど勢一先生がおっしゃっていたように「セカンドキャリアもない、一回議員になったら、何十年もやらなきゃいけないんだろうか」とか、子供たちが卒業式とか卒園式とかに「私は大きくなったらなにかになりたいです」といったときに、女の子から「議員になりたいです」とは今まで来賓として行って一度も聞いたことがないのですね。男の子だと若干「総理大臣になりたいです」とかはあるかなという感じですが、そもそも論のところでは議員の仕事を知らないということで、今モニターに映ってらっしゃる少年議会の取組がすごくいいなというふうに思っています。

せっかくなので質問もしたいのですが、少年町長や少年議員の方々の男女比、写真だと結構女性、女の子も多いのかなという気がするのですが、男女比はどのくらいなのでしょう。

【齋藤氏・風間氏】

まず今年度で少年議会第20期を迎えまして、今までの立候補者というのが少年町長・少年議員含めて、212名というふうになっております。その中で女性の割合というのが6割ほど、女性の方が多く立候補していただいているような形となっております。

【本目氏】

ありがとうございます。このまま進んでいったときに、町議会議員にも立候補してみようみたいな女の子が出てきたらいいなというふうに、個人的には思っているところです。

あと、私の方からも紹介したママの議員インターンで、インターンとしてママが学んでいただくことで、「ああ、これだったら私もちょっとやってみたいかも」とか知ること、立候補するという動きにつながったらいいなというふうに思います。

【勢一氏】

ありがとうございます。確かにロールモデルがないというのは、議員だけではなくて、いろいろな女性進出が十分ではない分野ではよく言われていることですね。そういう意味では、少年議会の取組が新しい世界を見てみたというきっかけになるのは大きいかもしれません。

女性に限らず、多様な人材が議会に入ってきてもらう、そのためにどういうところに今までの議会課題があったのかを、今一つ話を進めているのですけれども、ベテランの渡辺様にも少しご発言をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【渡辺氏】

都市部は意外と議員に立候補する方は多いと思うのですが、地方の方に行くと手を挙げる人が少ないという話を聞いております。そういう中ではありますが、船橋市では先ほども事例で紹介いたしましたけれど、やはり議会、議員、そういったものをやっぱり理解されていないというところが根本にあって無関心になってしまうのかなというふうに思っています。

ですから、選挙権が18歳になったことも踏まえまして、主権者教育ということで、船橋市としては、できるだけ若い人たちにも参加していただくということで、議会見学会、議会の理解をしてもらうと、そういうような方向でやっております。私ども今順次進めているのですが、やはりこの先にはですね、議会として公聴会をすとか議会報告会をすとか、いろいろツールはそろっているのですけれど、議員の間で協議の上、了解がいただければ始められる環境にはあるのですけれども、やはりそこまでいくにはなかなかまだハードルがちょっと高いかなと。仕組み的にはもうやろうと思えばできる、けれど、議員全体でそこまでコンセンサスが得るとするのが難しいと。いずれにしても、地道にできるところからその議会をPRしていく、紹介していくというようなところでやっております。

もう一つ。先ほど男女比半々というようなお話もちょっとありました。決めればできるのかなというふうには思うのですが、ただ法的裏づけとか、例えば得票数で男性の最下位ラインと女性の当選ラインがどうかとか、そういうようなこともある。課題がかなり多いのではないかなと思いますね。

ただ、私としても、女性の視点というのはどんどん取り入れるべきだと思っておりますので、課題を着実にクリアできるようであれば、少しでも前には進めたいなというふうには考えております。

【勢一氏】

ありがとうございます。力強いお言葉だったと思います。確かに制度としては組めて、やろうと思えばやれるかもしれないけれども、では、本当にそれが皆が望む形でできるのかというところの課題といたしますか、それを少し丁寧にクリアにしていかないと、おそらく納得が得られるような制度にも運用にもならないということですよ。まさにご指摘のとおりだと思います。

実は、本当に男女比の問題という意味では、私は大学に所属しているのですけれども、大学の教員の構成も実は同じ課題でありまして、能力主義という意味では男性も女性もなわけですけれども、その組織のバランス、研究を進め、そして学生を教育するという立場という点では、やはり偏りが大きいのは問題だということで、教員の採用の公募をするときに、同じ条件であれば女性の方を優先するというようなルールとかですね、あまりドラマティックなことは難しいですけれども、少しずつ工夫をしていくことは、私の分野でも行われています。急激に変えるというのは無理でしょうけれども、少しずつ少しずついろいろなことをやるというのは、まさにその重要な部分ではないかなと、今お話を伺って、改めて思いました。

また、より幅広く多様な人材に議員になってもらいたいという思いは、多分ここにいらっしゃる皆さんも含めてお持ちの方たくさんいらっしゃるのですけれども、しかしどのようにしていけば、それが実現できるのかというところは、まさにこのシンポジウムのメインテーマになろうかと思えます。議会を知ってもらおうとか、議会・議員の仕事を知ってもらおう、やはりそれが最初スタート地点だろうという部分かと思えますが、今回、それで少年議会のご説明とか、あとはデジタルの活用というような話、そして女性の議員さんや女性の声を届ける活動とか、かなりいろいろな例をご紹介いただいたのですけれども、できればもう一言ずつ皆さんにお話を伺いたいのですが。

【渡辺氏】

福岡県議会議員の吉村様にお聞きしたいのですけれども、やはりハラスメントは結構問題になっていまして、よく新聞には載るのですけど、全国的にこういうハラスメントに対して条例制定は非常に画期的だと思うのです。本市議会においても参考にしたいと考えているのですが、その中で1点、お聞きしたいと思います。

議員から職員へのハラスメントに関する相談体制ですね、今後の課題というふうにお話がありました。ハラスメントする者は立場が弱い者に対する攻撃が結構強いのではないかと思うのですね。議員が議員に行くより、議員が職員に対するハラスメントの方が結構エスカレートするのではないかと思います。そうした中で、職員も同時に相談できることにしなかったのはなぜなのでしょう。お伺いしたいと思います。

【吉村氏】

非常に難しい問題であると思います。皆さんもご存じだと、または体感していらっしゃると思いますけれども、議会と行政というのは信頼関係もある一方で、それだけではなくて、緊張感も持って対応してもらっております。ですので、その緊張感を持った関係に、ハラスメント事案についてこの条例に入ったときにですね、どういうふうに影響を与える

のか、すごく難しい問題であるし、初めて相談員というものを入れた福岡県の条例でありましたので、現在検討継続しております。

なお、福岡県におきましては、過去事例として、行政側があまりにもハラスメントのような対応を議会側から受けたということで、行政と議会と協議をさせていただいたことがあります。その後、ハラスメントかどうか認定されて、ハラスメントのようなといいますけれども、その協議の結果、ハラスメントのようなものが解消して、それ以降、そのような問題が起こらなくなったという、現在でも条例に入れなくても対応したというような例はありますので、福岡県においては現時点では職員に関しては条例に記載をしていなかったところです。検討継続になっております。

【勢一氏】

よろしゅうございますでしょうか。

【渡辺氏】

ありがとうございます。おそらくですね、この当事者同士でやると当然うまくいかない、こじれる可能性が高いので、例えばハラスメントを受けた職員が上司に言って、上司が当事者の議員に言うのではなくて、議会の責任者、議長になるのですかね、そういうところにこういう事案があるので注意してくださいとか、そういう形になるのかなというふうに理解いたしました。

【勢一氏】

ありがとうございます。結構ハラスメントの問題というのもなかなか簡単に制度で決められないということもありますので、悩ましい部分があるのかなと思います。私も大学におりますと、大学もいろいろなハラスメントの問題は常に抱えておりますので、やはり組織としてそういう問題が起こり得るのだということを前提に体制を整えておく。そういう意味では、条例ができたというのは大きな歩みだと思っておりますし、条例以外にもいろいろな取組は可能だということですので、一つ大きなヒントを皆さんで共有できたのかなと感じております。

お時間の方がかなり厳しくなってきました。司会の不手際で非常に心苦しいのですが、今の時間で1件だけご質問をお受けできればと思いますけれども、フロアの方でどなたかパネリストの方にご質問いただける方、いらっしゃいましたら挙手をしていただきますとありがたいですが、いかがでしょうか。

では、今の真ん中の席の方ですね。時間の関係がありますので、簡潔にご質問をお願いいたします。

【質問者】

ありがとうございます。私、愛知県議会議員の石塚吾歩路と申します。優秀な議員さんが出てくれば、議会が活性化される、まさにその通りで、その中の手法で2つ方法論があってですね。

一つは制度上の問題で、例えば議会というのは結構県議会も市議会もそうですけれども、

日常的に議会があるときだけではなくて、いろいろな閉会中審査ですとか、調査研究という部分で時間を費やしていると思うのですが、退職金とか年金とか、東大法学部出た人が官僚にならなくなって、やっぱりお金、そういう意味で先ほど、子供たちに将来の夢を聞いた時に政治家になりたいという人がいない、まさにその通りで、そういうお金の部分、制度上の問題もまず一つあると思うのですが、なかなかそれが、妬みという言い方が悪いのかもしれませんが、一般市民、国民、有権者から見ると、何か議員さんにはあまりそういうものは与えたらいけないというような風土がちょっと強くあるように思います。そこをどう思われるかということ。

もう一点はですね、先ほど法務大臣が辞めるような話が出ておりますが、まさに議会は結構地味なこともいっぱいあるのですよね。そこで、メディア。我々は一生懸命いろいろなものを皆さん伝えようと思しますが、第三者的にメディアがもう少し地味な部分も含めてきちっと伝えないといけないと思うのです。でも、なかなか面白いこと、目立つこと、いかにも週刊誌的なものばかりが報道されるような昨今が事実としてあると思うのですが、そういう本質を伝えていかないと、本当の意味での未来、若い人たち、また、女性も含めてやれるような、活性化するようなことにはなっていないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

【勢一氏】

ありがとうございます。具体的に回答をするご質問というよりは、ご意見をお伺いしたいというような趣旨でよろしいでしょうか。ありがとうございます。2点課題をいただいております。

残りの時間が迫ってきましたので、よろしければ、各パネリストから今のご意見に対して、各自の今の気づきやお考えを簡単にご紹介、1~2分程度でご紹介をさせていただいて、このパネルの締めに移っていきたいと思います。吉村様からお願いしてよろしいですか。

【吉村氏】

今の石塚先生のお話ですけれども、やはり地元の大学生とですね、年代が近いということもあって、いろいろお話をすることがあります。その時に議員になりたいと思うか思わないかをお聞きしたらですね、学生たちは22ぐらいで、大体就職をして、大学生は、そこから3年後25歳で選挙に出られますよと言われても、まずお金がそこまで貯まってない。また、苦勞して就職した会社を辞めるほどの制度的な魅力も全くない。ですので、その点に関して若い世代を入れて活力を上げたいというのであれば、やっぱりそこについては何か制度的なものも必要なのではないかなと私も常々思っています。

また、我々はなかなかいいことをしても、新聞等報道には出ませんし、やはり報道されるのは何か不祥事があった時が多いのだと思います。ですので、皆さんの中にも一般質問が新聞に載ったことがあるかないかとか、そんな話になってくると思うのですけれども、そこはもう自分で発信をしていくしかないのかなと、現時点では考えております。以上です。

【勢一氏】

ありがとうございます。次は渡辺様お願いしてよろしいでしょうか。

【渡辺氏】

議員報酬の件というふうに捉えて答弁させていただきます。議員報酬の決め方は、各市でちょっと違いがあるのかもしれないのですが、うちは報酬審議会に諮って決めていただいております。ただ、この時期ですね、ずっと議員報酬が審議会には取り上げられてはおりません。

例えばですね、私のところは市役所ですけど、市役所で優秀な職員いらっしやいますよね。そういった方が課長さん部長さんクラスになってきて、市政全般よくご存じなので、そういう方が本当は議員になってくれるとすごくいいのかなと思うのですが、それではそのときに議員報酬とその方の年収のバランスというのですかね、それがどうなのかというような形になるかと思えます。私も初めて議員になったときは、正直、民間から移りましたので減収になりました。どのくらいもらえるかある程度わかっていたのですが、多分減るだろうなとは思っていましたが、なった途端ですね、かなり減りまして驚いたことがあります。やっぱりそういうところで議員活動ってすごく大変ですので、もう24時間働いているようなものですので、それなりの議員報酬がやっぱりないと、新たにそういった知見を持った人たちが入ってくるというのは難しいのかなというふうに思います。

それから、先ほどメディアの話で捉えたのですが、私自身はですね、よくインタビューとか何かいろいろ申し込まれるのですが、一応全てお断りしています。理由は、いろいろ聞かれてお答えするのですが、実際に活字になった時に、都合のいいところだけ切り取られて、ちょっと私の趣旨と違うなというようなところもやっぱり出てくるので、基本的には非常に申し訳ないなと思うのですが、インタビュー等の申し出は全てお断りしているような状況です。

【勢一氏】

ありがとうございました。続きまして、齋藤様、風間様の方から何かご意見等ございましたら頂戴できますでしょうか。

【齋藤氏・風間氏】

今回参加させていただきまして、少年町長・少年議員の事業ということでの外的な回答になってしまうかもしれませんが、その点をご容赦いただきたいと思います。

本事業、今年で第20期目ということになっております。残念ながら、第20期になっているのですが、この中から議員になられた方はまだいないというのが現状でございます。理由については、経験した方それぞれにアンケート調査等をしておらず、どういったことで議員になっていないかは分からないのですが、一つの要因として私たちが考えているのが、やはり議員さんだけでは生活ができないのかなというところが一つの課題なのかなとは思っております。私どもとしては、議員のなり手不足を解消するために、この事業をやっているというのではなくて、若者によるまちづくりということで、そちらに重きを置いて活動、事業を展開しているところでございます。この少年町長・少年議員事業を通しまして、これから議員もしくは町長の方に出ていただければ、こちらの事業としても大変盛

り上がるのかなと思っているところでございます。以上です。

【勢一氏】

ありがとうございました。では、最後に本目様お願いします。

【本目氏】

WOMAN SHIFT としては、議員のセカンドキャリアとか、あとは「社会を変えるを仕事にする」ということで、一般企業と NPO とか跳び箱でも越えるようにびよんびよん越えられればいいなというふうに思っています。

そのためには、やっぱり一般企業に勤めているのと議員であることというのが少なくとも同じぐらいの収入はなければ、先ほど町議会にならない理由がそれだけでは食べていけないという話もありましたけれども、最低ラインの報酬というのは必要なのではないかなと考えています。また、議員の仕事は本当に地味なこと多いですよ。しかも地味なことは、例えばネット上で大々的に発信できることとできないことがある。そんなところをママの議員インターンには秘密保持契約書を結んだ上で、「実はこういうことをやっているんだよ」とか、「こういうのがあってね」みたいなことをお伝えをして、地道な啓発活動をしているところです。統一地方選挙が終わったら、全都道府県でママインターン展開していきたいなと思っていますので、ぜひ受け入れもしていただければと思います。

【勢一氏】

ありがとうございました。各パネリストからお答えさせていただきました。貴重な問題提起のご発言ありがとうございました。

私の不手際でかなり時間が押して、予定時間を過ぎてしまいましたけれども、最後に簡単な総括として一言申し上げたいと思います。

今回、先進的な事例ということで、パネリストの皆様にご紹介いただきました。ご紹介いただいて、それを拝聴したときには「こんなことがあるんだ、こんなにすごいことを頑張っているんだ」と感動を持って聞いていたのですけれども、しかし、その後、いろいろ意見交換をしてフロアの声もお伺いすると、いや、これだけではまだまだ足りないのだと。先ほどの少年議会も素晴らしいけれども、ここから議員が生まれてくるような社会環境を整えなければ、我々の未来は明るくならないのだということを改めて実感いたしました。一気に社会や制度を大きく変えるのは無理だと思いますけれども、各地域で各議会が少しずついろいろな取組をしていただく、それをこういう形で皆の知識として共有して、そして全国でスキルアップをしていくというようなことがかなえば、5年後10年後変わっていくのかなと個人的には思います。難しい報酬の問題も社会全体が考えて変えていかなければだめですし、一般の会社員の人立候補したいと思ったときに立候補できるような社会環境をみんなが整えていく必要があります。そういう意味では、本当に社会全体の課題だなと改めて思いました。

さらに、メディアも、これは社会が共有している情報になります。社会がどのような情報を求めるのか、そういう部分を見ると、社会全体としてメディアの見方を培っていくというのも重要かと思います。これからはマスメディアより SNS の世界もありますし、議

会からの情報発信というのも強い主権者教育の一環になる部分もあることを、今日の事例から学ばせていただきました。

この知見を共有して、そしてまた各地の議会で皆様にご活躍いただけること、そしてその姿を見た次世代が議員を目指すような希望を得られることを願ひまして、パネルを閉めさせていただきます。

長時間にわたりお付き合いいただきまして、ありがとうございました。